

総合評価落札決定基準

1 総合評価基準

落札者は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

2 審査基準

技術提案資料に記載された技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、基準、及び換算点は、次の表のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	換算点
企業の技術力	過去8年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	2	4
		施工実績がない	0	
	過去5年間の工事成績評点の平均点	80点以上	2	
		75点以上 80点未満	1.5	
		70点以上 75点未満	1	
		65点以上 70点未満	0.5	
		65点未満又は実績なし	0	
	ISO認証の取得状況	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1	
		ISO9001 又は ISO14001 を取得	0.5	
どちらも取得していない		0		
配置予定技術者力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等の資格	2	4
		2級土木施工管理技士と同等の資格	1	
		上記以外	0	
	過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	県・市町発注工事で実績あり	2	
		その他の公共発注機関で実績あり	1	
		同種工事の施工実績なし	0	
地域精通度	営業拠点の所在地	周防大島町内に本店あり	3	2
		周防大島町内に支店、営業所あり	1	
		周防大島町内に本店、支店、営業所なし	0	
合計				10

3 加算点の算出資料

技術審査資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。

加算点は次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計 (満点)}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者を決定しようとするときは、指名審査会に諮り、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 低入札価格調査において、不落札とならないこと。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。